



1971年アメリカの減価償却制度変更の概要

著者	小森 瞭一
雑誌名	経済學論叢
巻	22
号	2-4
ページ	412-432
発行年	1974-07-30
権利	同志社大学経済学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000000659

1971年アメリカの減価償却制度変更の概要

小 森 瞭 一

はじめに

- 一 資産償却範囲 (A. D. R) 制度の概要
- 二 資産償却範囲 (A. D. R) 制度の経済的影響
- 三 資産償却範囲 (A. D. R) 制度の効果の測定

む す び

はじめに

1971年ニクソン大統領は、その年頭教書で企業の新機械設備への投資刺激のため減価償却政策の改訂を明らかにした。1969年に景気の高熱を理由に投資税額控除 (Investment Tax Credit) が廃止された後、1970年になるとインフレを伴う景気後退に見まわれたため政府当局は企業の設備投資の負担軽減を通じて資本財投資を一層刺激するの必要を感じていた。そこでその効果は投資税額控除ほど強力ではないが、経済成長や生産性の向上に貢献するとともに経済回復を助けることを目的として減価償却制度を改訂しようとするものであった。

具体的に財務省がこの減価償却制度の変更を発表したのは1971年6月22日であったが、それによると1971年1月1日より遡及して有効となるように定めている。その主要内容は次の通りである。

(1) 1970年以降取得の固定資産は、1962年7月財務省で定められたいわゆる「ガイドライン耐用年数」よりも20%伸縮された総合耐用年数表を適用できること。

(2) 取得初年度の減価償却のコンヴェンションとして、すべて1年分の1/2の償却を認める「半年基準」(Half-Year Convention) が一般的であったが、資

産償却範囲 (A.D.R.) 制度の一環として1970年以降取得した設備については年度前半に使用したものは一年分全額、年度後半において使用に供したものは $\frac{1}{2}$ とする結果、取得初年度減価償却に対して「 $\frac{3}{4}$ 年基準」(A $\frac{3}{4}$ Year Convention) となる。

(3) 1970年度以降については準備金比率テストは廃止される。

以下その変更の概要をみることにしよう。

一 資産償却範囲 (A. D. R.) 制度の概要

1971年のアメリカ減価償却制度の変更は資産償却範囲制度 (Asset Depreciation Range System.....以下ADR 制度と略称する) と称せられるものに代表せられる。

これが既述の通り耐用年数の許容範囲の拡大とくにガイドライン耐用年数の20%短縮と取得初年度の償却限度のコンヴェンションの拡大や残存価額の自由化がその主な内容と考えられる限り、従来よりもまったく新しい制度というよりもこれまで通り減価償却の一層の自由化 (Liberalization) や加速化 (Acceleration) を計ったもので、とくに取得年度のコンヴェンションの変更や残存価額の自由化が償却可能範囲を拡大させることから資産償却範囲制度という一見理解しがたい名称を生んだものといえる。このADR 制度は1971年歳入法により有効となった Revenue Procedure 71-25, I. R. B. 1971-28 により定められている。

〔該当資産〕

ADR 制度に該当する資産は1970年以後にはじめて取得され使用に供される資産であるが、原案として財務省が提出した案では建物 (構築物)、土地改良費は含んでいなかったが、議会で討議の結果認められた新総合耐用年数制 (New Class life System) ではこれら建物 (構築物)、土地改良費を含んで定められていた。

したがってADR 制度の下で該当する資産は次の通りである。

1) Internal Revenue Act of 1971, sec. 109 (a).

- (1) 有形償却資産。
- (2) 商工業、鉱業、運輸通信、空気、ガス水道業で用いられる建物、構築物。
- (3) (2)の営業活動に関連して用いられる研究保存設備。

ADR 制度を適用するか否かは納税者が選択して決定されるが、その場合、資産が商工業等営業のために使用する目的で納税者がその年度に有した全資産を含む。他の事業のためや他に貸与するために有する資産は除かれる。したがって原則的にはこれらの資産はアメリカ合衆国内に存在して使用されていることが前提であり、少なくともその年度の半分以上物理的に合衆国内に存在していることが必要である。

5ヶ年特別償却やその他急速償却 (rapid depreciation……汚染防止設備、炭坑安全設備、リハビリテーション設備に対する特別償却) に該当した資産は ADR 制度には含まれない。また投資税額控除に該当する資産も ADR の対象からはずさなければならない。

〔新総合耐用年数制 (New Class life System)〕

毎年の償却許容範囲を決定する最も重要な要素は耐用年数であることは言うまでもない。多くの国々では税務計算上の減価償却を規定するためこの耐用年数に一つのメルクマールを示唆してその基準としている。アメリカでも従来、いわゆるブルティンFにより個々の耐用年数が定められて来たが、1962年財務省は5,000以上の異種固定資産の耐用年数を規定していたこれまでのブルティンFに代えて約75の大資産分類に対して耐用年数を規定したガイドラインを蔵入手続62-21で定めた²⁾。このガイドラインは従来の耐用年数を大幅に短縮したものではあったが、この短縮された耐用年数を適用するに際しては各企業の実際の廃棄取替実務と一致させるため準備金比率テストに合格しなければならない。すなわち納税者は権利としてガイドラインで短縮された耐用年数を使用

2) 1962年のガイドライン手続や準備金比率テストについては下記の拙稿参照。
「減価償却の客観的基準としての『準備金比率テスト』」経済学論叢第15巻3・4号
「1962年アメリカの減価償却制度変更の概要」経済学論叢第15巻5・6号

しうるのではなくして、このテストにより短い耐用年数が企業の取替実務により適していることを立証してはじめて税務計算上その使用が合法化される。もちろんかかる準備金比率テストはきわめて機械的なものであるから、このテストに合格しない場合でも「事実と状況」(Facts and Circumstances)により合法性が立証しえた納税者は短い耐用年数の使用を認められた。

1971年の減価償却の変更はまず1970年以降に終了する課税年度に対してはこの準備金比率テストを不要とした。したがって今後はこれまで準備金比率テストに合格しない限り原則としてブルティンFに定められたよりも短い耐用年数を適用することが困難であったものも何らかかる制約なしにガイドラインに定められた耐用年数を基本的に適用することが認められることになった。さらにADR制度はこれよりも自由化された投下資本回収の道を開いた。すなわち納税者は所定の区分の資産についてガイドラインで定められた範囲の上限の20% upまで、下限の20% downまでを限度として耐用年数を決定することが出来ることである。たとえばガイドラインの下では金属加工機械に対して定められた耐用年数は12年であった。この種の新しい資産の償却範囲は下記の計算で9.5~14.5年となる。

$$12 \times (1 + 0.2) = 14.4 \Rightarrow 14.5 \text{年 (端数は}\frac{1}{2}\text{年で止める)}$$

$$12 \times (1 - 0.2) = 9.6 \Rightarrow 9.5 \text{年}$$

このようにADR制度の下では1962年のRev. Proc. 62-21に示されるいわゆる「ガイドライン耐用年数年数」を基準として、それと同じ資産区分毎に上下20%の許容範囲を拡大させた総合耐用年数制を採用し、これをClass Life System of DepreciationとかNew Class life System (略してN. C. L. Sと書く場合もある)と呼んでいる。あるいはこのClass life SystemをADR制度と1962年のガイドラインとの結合結果であるという考え方もある³⁾。

多くの納税者は税務計算上は資産の償却範囲を最大にするため最短の耐用年数を選択するであろうから実質的にはこのADR制度はガイドライン耐用年数

³⁾ "Explanation of Revenue Act of 1971" Commerce Clearing House (1971) p. 51.

を20%短縮させる結果が予想される。しかもこの制度の下ではより単純な減価償却規則とその管理を目指しているため準備金比率テスト等複雑なチェック手続は定めておらず、納税者は単に ADR 制度を採択する旨申告するだけでよく、あとはガイドライン耐用年数の20%上、下限の範囲内で償却期間を自主的に選択することができる。ただし一度選択された耐用年数は每期継続して適用することを原則としており、残存期間中にこれを変更することは納税者も内国歳入局も行うことが出来ない⁴⁾。このようにして選択された耐用年数は過去の取替実務経験によって合法化させる必要はなく、このように決められた耐用年数に応じて納税者は内国歳入法に定められた償却方法の一つを任意に選択することが出来る。

したがって1970年以降使用される資産の減価償却計算に用いられた耐用年数は納税者により次の二つの中から選択される。すなわち

- (1) ADR 制度における新しい総合耐用年数。
- (2) その「事実と状況」に基づいて立証される見積耐用年数。

〔償却方法〕

ADR 制度の下で納税者は新しく取得した資産については定額法、倍率定率法、級数法のいずれによっても償却することが出来る。中古資産に対しては、定額法や150%定率法が用いられる。一部の資産に認められていない償却方法を使用した場合、それが善意による区分誤りでないならば同一ガイドライン区分の他の資産に対しても ADR を選択する権限が認められなくなる⁵⁾。

〔償却費の計算〕

ADR 制度の下での減価償却費の計算はまず ADR 制度を採択した年度中に使用した資産をガイドラインに示されているような資産の大分類に区分しなければならない。そして各資産区分毎にガイドラインによる総合耐用年数を求める。このガイドライン耐用年数は1971年歳入法で決められた総合耐用年数制の

⁴⁾ Internal Rev. Act. Sec 109 (a) adding Code Sec. 167 (m).

⁵⁾ Idem.

下で「元の総合耐用年数」(Original Class Life)といわれており、ADRの下ではこれの±20%の幅を計算する。その範囲内で納税者が妥当と考える数値を選択してそれを資産区分の償却期間として決定する。一度このようにして各資産区分毎にADRの範囲内で決定すると以後はこれを耐用年数と考え継続的に適用する。実際に資産がこの耐用年数以上使用可能であることが明白であってもその耐用年数に応じてそれぞれの償却方法を適用する。

〔取得初年度コンヴェンション〕

資産取得初年度の償却費の計算は理論的には取得日又は使用開始日を含む月からの月割計算が正しいと言えるが、計算の単純化と期間を通じて取得額の分布が平均しているという仮定から、初年度の償却費は1年間の一律2分の1とする、いわゆる「Half-Year Convention」が一般的に認められてきた。Half-Year Conventionによる場合は、その年度中に取得され使用に供されたすべて資産に対してHalf-Year Conventionを適用しなければならない。この論理は廃棄・除却年度には他の半分の減価償却を特別控除額として請求することになる、実務上これを行わないで売却損益や除廃却損の中に入れてしまうのが通例であるが、廃棄・除却は課税年度の後半初日（歴年事業年度の場合は7月1日）に全額発生するという仮定に基づいている。ところがADR制度の下で具体化された規則によると納税者は取得初年度のコンヴェンションとしてこの「Half-Year Convention」の他に修正Half-Year Conventionのいずれかを選択できるとしてゐる。

1971年歳入法を検討した上院財政委員会の報告によると、Half-Year Conventionは当課税年度前半と前課税年度後半との間に取得・使用された資産は当課税年度の初日に使用に供せられたものと仮定される。これらの期間中の除廃却は当課税年度初日に生ずると考えられる。すなわち課税年度の前半に用いられるすべての資産は丸1年分の減価償却が認められ、課税年度の後半になって用いられる資産は半年分の償却が認められることになった。そこでもし課税年度前半と後半とで使用に供される資産額が均等ならばこのConventionは

1年間の減価償却の $\frac{3}{4}$ の償却を認めることとなる。このような考えの下に当課税年度初日といわゆる Half-Year Convention の当課税年度の真中との平均として初年度の償却費を1年分の $\frac{3}{4}$ だけ計上するというのが修正 Half-Year Convention である⁶⁾。

Half-Year Convention と修正 Half-Year Convention は ADR 制度の下では納税者の自由な選択によるが二重計算や脱漏を避けるために途中での変更は一切認められない。

この初年度 Convention は個々の資産に対して個別的に計算することも出来れば多くの資産を一括して複合資産勘定 (Multi-Asset a/c) として計算することも出来る。

[ADR 制度の採択]

ADR 制度の採択は毎年納税者による申告が行われると同時にすべての該当資産に対してこの規定を適用しなければならない。

このことは各納税者は該当する資産を個別資産勘定、複合資産勘定に区分し、各々につき総合耐用年数を計算し選定しなければならない。これらの選択は規則に定めた情報提供という形で所得税申告書で行われるが、使用される最初の資産の場合は最初の申告書提出時に行わなければならない⁷⁾。ADR 制度が採用される初年度についてはその選定は次の(1)(2)のいずれか遅い方の直前に提出される修正申告書により行われる。(1) 法施行後最初に提出日が到来する申告書の日付、(2) 1971年9月20日。

1970年以降に終る課税年度の申告書はこの法律施行日前に提出される場合、合理的な期間に納税者が新しい総合耐用年数を適用したことが認められる。

ひとたび ADR の選定が決定されると、申告書で定められた適用期間最終日が終るまで修正や取消は出来ない。

⁶⁾ "Explanation of Revenue Act of 1971" C. C. H. p. 55.

⁷⁾ Reg. § 1.167 (a), 11 (f) (2) 及び (4) (ii)

二 資産償却範囲 (A. D. R.) 制度の経済的影響

1971年の減価償却制度の変更は ADR 制度に代表されるが、これは上下両院委員会を通過し修正され最終的に議会で承認を得たものである。もともとこの原案なるものが財務省の報告という形で税務上の減価償却制度の大幅な自由化として提唱された¹⁾。その提案には次の内容の事柄を含んでいる²⁾。

1. 初年度特別償却引当金 (40%, 20%)
2. 税務計算上の耐用年数の短縮 (40%, 20%)
3. 定額償却率の3倍を限度とする定率償却法
4. 取得年度の Convention を Half-Year から Full Year にする。
5. 準備金比率テストの廃止
6. 償却範囲決定に際して残存価額の無視

この提案で最終的には既述の通り(2)の20%案と(4)の Full Year Convention と Half-Year Convention との折衷及び(5)が採択されたにすぎない。従来減価償却制度の変更が個別企業に与える影響はさておき、経済的影響を測定する一つの方法としては、その変更とくに償却の加速化の結果、税務計算上の減価償却が増加するため、課税所得が減少しその結果税収減となる。マクロ的にはこの税収減の大きさでもって税務上の減価償却制度の変更の影響を判定する方法がとられる。この財務省報告での変更の諸提案がどのような影響を与えるかを参考のために同省の計算から求めると第一表の通りとなる。これによると1971年度の法人税収が約480億ドルと見積られるのに対しても最も強力な減税となるのは40%初年度特別償却の約210億ドルで約半分近いものとなる。20%初年度特別償却も税収の約20%減となりこれらはよほどの事情のないかぎり実現されそうもないことが税収面からも判断出来る。取得初年度のコンヴェンション

1) Treasury Dept. "Tax Depreciation Policy Option." Congressional Record, Vol 116, No. 19, 1970. 7. 23. pp. 25684-25695.

2) Treasury Dept. op. cit., p. 25684.

を Half-Year から Full Year とした場合、減収税額が以外に大きいことが分る。すなわち税収の10%近くがこれによって減税されるのである。これが耐用年数の40%短縮よりも2倍近く大きな影響をもつのは、1971年度が改正初年度であることをも考慮したとしても意外な大きさである。この経済的影響の大きさから、実際に ADR 制度においては Full-Year にはならず $\frac{3}{4}$ Year と中間的な線でまとめられている。

第一表 1971年、各方法による税収減 (単位10億ドル)

	機 械 設 備	建 物 構 築 物	合 計
40% 初年度 特別償却	12.2	8.8	21.0
20% 初年度 特別償却	6.1	4.4	10.5
40% 耐用年数短縮	1.9	0.4	2.3
20% 耐用年数短縮	0.8	0.1	0.9
3 倍率 定率法	1.3	0.4	1.7
Full Year Convention	3.6	0.5	4.1
法人所得税収合計			48.

(出所) Office of the Secretary of Treasury, Office of Tax Analysis. Treasury Dept. *op. cit.* 第7表より作成。

第二表 1971年粗投資支出の推計

		機 械 設 備	建 物 構 築 物	合 計
金額 (10億 ドル)	全 産 業	76	50	126
	非農業	19	7	26
	製造業 その他	50	42	92
	農 業	7	1	8
割 合 (%)	全 産 業	60	40	100
	非農業	73	27	100
	製造業 その他	54	46	100
	農 業	88	12	100

(出所) Treasury Dept. *op. cit.* 第6表より作表。

これらの経済的影響はまず粗投資の規模に大きく左右される。そこで1971年度の財務省による粗投資支出の推計は第二表の通りである。

このような粗投資の推計の上に立って、先にのべた諸政策の影響を業種別資産別に分析すると第三表の通りとなる。この第三表の合計欄のラウンド数値は第一表の合計欄と一致している。

以上財務省の報告としてではあるが、各種の減価償却政策の経済的影響の相対的比較によってADRのそれを検討する場合の参考となろう。

さてADRの経済的影響を上述の財務省の算定した影響額から類推すると20%耐用年数短縮で9億ドル、取得年度のConventionの変更はHalf-YearからFull-Yearに変更した場合41億ドルであり、 $\frac{3}{4}$ Yearへの変更はその $\frac{1}{2}$ と考えられるから約20億ドルと推定され合計29億ドル程度ではないかと推測できる。

この推計値を裏付けるものとしてニクソン大統領は議会への経済報告の中で「(1971年度の) 歳入は投資、雇用、成長を刺激するために提唱した減価償却改革により約27億ドル減少する」と

第三表 1971年度各方法による業種別資産別減収税額の見積

	合計		非製造業		製造業		農業		業	
	小計	建物 構築物	機械装置	建物 構築物	機械装置	建物 構築物	小計	機械装置	建物 構築物	
40% 初年度 特別償却	21,001	8,038	7,484	4,280	3,103	1,177	1,199	1,032	167	
20% 初年度 特別償却	10,500	4,019	3,742	2,140	1,382	558	599	516	83	
40% 耐用年数短縮	2,284	1,286	306	547	507	40	145	139	6	
20% 耐用年数短縮	884	506	114	200	186	14	64	62	2	
3 倍率 定率法	1,658	848	296	433	382	51	81	75	6	
Full Year Convention	4,136	2,525	457	937	877	60	217	209	8	

(出所) Office of the Secretary of the Treasury, Office of Tax Analysis, Treasury Dept. *op. cit.* Appendix B より作成。

述べている³⁾。また E. M. Sunley は「1971年1月1日、ニクソン大統領は機械装置への新投資を促すため減価償却政策の大変更を発表し、これらの変更は1971年には28億ドル、最大限の1976年には47億ドルの企業減税となる」と述べている⁴⁾。多少の推計誤差はあるとしても大体1971年度は約27～29億ドル程度の減税規模となり、先述の財務省の同年の法人所得税480億ドルに比べると約5.5%～6%程度の税収減と考えられる。以上が原案提出者とも言える財務省の政策立案時における推測に基づく影響額である。

その後次のような理由から上記の推計された影響額に変更が必要であるとして報告されている⁵⁾。すなわち

- (1) 法人・非法人が一括して推計されていたが非法人企業（個人企業・パートナーシップ）の場合、税務計算は発生主義によるよりも現金主義によっているため所得計算基準が異っているからこれを一括することは望ましくなく区分すべきである。
- (2) 1962年のガイドラインの場合、準備金比率テストのチェックがあったためほとんどの企業が採用しうるわけではなかった。しかし1971年の変更の場合は以前よりも一層高い採用率を示すと考えられる。その一つの要因としては積極的には準備金比率テストを廃止すると同時に消極的にはさらに短い耐用年数の採用に際してはかかるチェック機構を新設せず企業の選択にまかせた。またすでにガイドラインで示された耐用年数程度の短い耐用年数を使っているという理由で1962年のガイドラインを採用しなかった企業もさらに短縮された耐用年数を採用することは一層有利と感じ採用する。このようにガイドラインよりも採用割合は高いとは考えられるが、粗投資の全部がそれに該当するとは考えられない。先述の場合この採用割合

³⁾ Economic Report of the President transmitted to the Congress. Feb 1971. p. 6.

⁴⁾ E. M. Sunley, "The 1971 Depreciation Revision: Measures of Effectiveness." National Tax Jour. Vol XXIV No. 1 p. 19.

⁵⁾ Treasury Dept, "Adjustment of Capital Consumption, Profit, and Corporate Taxes in the National Income Accounts for Effect of Treasury Asset Depreciation Range System." Survey of Current Business, Aug. 1971. pp. 40-41.

が必ずしも明確でない。

- (3) 1971年の粗投資の推計に際して第3・4四半期に生産者耐久設備投資に増加傾向が予測されるが、これが財務省の国民所得勘定では建物構築物の区分に入るが、内国歳入局の示す税務計算上の区分では機械装置に入る等資産区分が統計資料の間で多少異なる。

財務省のデータは企業経済局（Office of Business Economics）の資料によっているが、それでは非法人農業の減価償却は除外されている。また財務省の国民所得勘定に使っている農業の減価償却は農務省（the Agriculture Dept.）の推計値を使っているが内国歳入局の数値と異なる。

そこでまず1971年のADR制度採用割合を検討の結果右表のように仮定する。

次に法人・非法人の割合を算定するため国民所得勘定に示される取得原価主義による減価償却額を基準として按分比率をとると右下表のようになる。

	法 人	非 法 人
製 造 業	85%	50%
農 業	65%	N. A.
そ の 他	75%	50%

	法 人	非 法 人
製 造 業	97%	3%
農 業	7%	93%
そ の 他	80%	20%

このような前提で1971年度の数値をより詳細にみるため各四半期毎についての減価償却に与える大きさを各業種の法人・非法人についてみると第四表のようになると示している。

さらに全産業につき各四半期毎の減価償却増加分が課税利益の減少分となるが税率45%としてどの程度税額を減少させるかを示したものが第五表である。

この表の結果から1971年度としては約17億ドルの減税となることが解る。先述の減収税額よりも約10億ドル程度減少した推計結果となっている。

実際のADR制度採用率や統計データ間の推計誤差等統計技術的な再検討の結果やはり後者の約17億ドル程度の経済的影響があると最終的には言えよう。

その意味では当初の予測値に近いニクソン大統領の経済報告書の数値も過大表示であったと言える。

第四表 1971年ADR制度が減価償却に与える影響
(単位：百万ドル，年率)

四 半 期	全 産 業	農 業	製 造 業	そ の 他
	法 人			
採用割合予定(%)		65	85	75
第 I	3506	17	1498	1991
II	3764	19	1606	2139
III	4011	21	1714	2276
IV	4239	23	1818	2389
年 平 均	3880	20	1659	2201
	非 法 人			
採用割合予定(%)			50	50
第 I	400	N. A.	28	372
II	430	N. A.	29	401
III	458	N. A.	32	426
IV	484	N. A.	35	449
年 平 均	443	N. A.	31	412

(出所) Survey of Current Business, *op. cit.* 第1表.

N. A.Not Applicable

第五表 1971年 ADR 制度が連邦法人
所得税債務に及ぼす影響
(単位：百万ドル)

四 半 期	全 産 業
I	1,578
II	1,694
III	1,805
IV	1,908
年 平 均	1,746

(出所) Survey of Current Business,
op. cit. 第2表.

三 資産償却範囲 (A. D. R.) の制度の効果の測定

ADR 制度の政策的効果を測定する方法にはいくつかの方法がある。税務計算上減価償却を政策的に自由化することにより投資刺激を行うといっても減価償却の本質からあらゆる償却方法を使っても取得原価以上を償却範囲にすることは出来ない。耐用年数の短縮やいわゆる加速償却制度や取得年度の Convention の変更は要するに減価償却控除のタイミングの問題に還元される。控除のタイミングの差異が税務計上、租税債務発生のタイミングのパターンを変更するので、それによって政策的影響を与えようとするのである。

一般に減価償却の自由化 (Liberalization) といわれるのは耐用年数の初期により多くの控除を認めることを言うが、これは納税者にとっては静態的には、無利子の課税の繰り延べとしての効果をもち、その効果の測定は時差益の形式で表現される¹⁾。この時差益は税務計算上許容される減価償却費の現在価値を比較することにより、その差額として把握される。他方、減価償却の加速化による税の繰延効果を測定する方法として資本用役の賃貸料 (the rental cost of capital service) という形で把握する方法がある²⁾。

ADR 制度の政策的効果を測定する方法として、これが実施された場合、資本用役の賃貸料として減価償却加速化を考えることにより同じ概念でとらえられる資本財価格の低下という形ではどれ程が期待できるか、有効率の変化や投資税額控除を代替的政策と考えた場合はどうかを検討した研究がアメリカ財務

1) R. Goods は加速償却の設備投資促進機能を次の三要素にあるとしている。

(a) 時差益

(b) 危険と不確実性からの解放

(c) 資金利用

R. Good, "Accelerated Depreciation Allowances as a Stimulus to Investment." *Quarterly Jour. of Economics*. 1955. 5. p. 194.

2) Hall と Jorgenson は投資決定に対して税法上の減価償却政策が与える影響を研究する中で資本財購入価格を資本財の賃貸料として表わし、減価償却の変更がこの賃貸料にどのように反映するかを示している。

R. E. Hall & D. W. Jorgenson, "Tax Policy & Investment behavior" *American Economic Rev.* LVII 1967. 6. pp. 391-414.

省の経済参事官である E. M. Sunley により行われている³⁾。この研究結果が財務省当局のものでないという論者自身の注記を前提としながら、その結果を以下に概略しよう。

E. M. Sunley によると ADR 制度として20%のガイドライン耐用年数の短縮と取得初年度のコンヴェンションを $\frac{3}{4}$ とした内容とを考えその採用が行われた場合、代替的政策として資本財価格の引下げ、有効税率で評価するとどれ程になるかを示そうと試みた。

まず彼は一例として納税者が2倍率定率法を採用すると仮定した上で耐用年数12年、取得初年度基準として Half-Year を採用していた適用税率48%段階の企業⁴⁾が1,000ドルの機械を購入した場合、ADR 制度を採用した結果どのようになるかを割引率12%⁵⁾とした現在価値の比較で計算している。

減価償却の現在価値

以前の場合 (耐用年数12年 Half-Year Convention) 599.98ドル

ADR の場合 (耐用年数9.5年 $\frac{3}{4}$ Year Convention) 674.11ドル

差 引 74.13ドル

ADR 制度採用の結果、減価償却の現在価値は上の例では1,000ドルの機械に対して74.13ドル上昇することになり、結果的には7.4%の上昇率と言えると述べている⁶⁾。

³⁾ E. M. Sunley, op. cit. pp. 19-30.

⁴⁾ アメリカでは法人の普通税として課税所得全額に22%を課す他、付加税として25,000ドル以上の課税所得部分に対して26%課される。従って名目税率としては25,000ドル以上の部分については48%が税率となる。但、実効税率は右の表のように各段階に応じて異なる。

⁵⁾ 割引率として12%を使用するのは、1967~9年の過去3年間について連邦取引委員会 (Federal

Trade Commission) が全製造業の税引資本収益率の調査結果で12%と報告しているためで、平均的な投資状況よりも危険率が高ければこれ以上の割引率になり低ければこれ以下の割引率でよい。

高い割引率を用いると一般に減価償却の加速化の効果は増大すると考えられる。

E. M. Sunley op. cit. 注四)

⁶⁾ E. M. Sunley op. cit. p. 23.

課税所得 (ドル)	税率 (%)
5,000	22.00
10,000	22.00
50,000	35.00
75,000	39.33
100,000	41.50
250,000	45.40
500,000	46.70
1,000,000	47.35
10,000,000	47.94

〔資本財価格の低下〕

そこで彼は税法上の減価償却の自由化が資本の賃貸料を減少させるという考えから、同じく資本の賃貸料として表現しうる資本財価格の減少という形でADRの効果を測定しようと試みた。(以下小稿では彼の計算結果のみを紹介するに止め、計算公式は脚注するに止める。*) すなわち減価償却を加速化させる刺激効果をもつADR制度はともに資本財の賃貸料として表現しうる資本

*) E. M. Sunley の使った公式を展開する前にその記号の説明を次にする。

P : ADR 採用結果に等しい価格低下率

m^* : ADR 採用結果に等しい有効税率

r : 割引率 (12%と仮定)

m : 税率 (22~48%と仮定)

$PV(Lt)$: t 年度の資本財賃貸料の現在価値

Dt : t 年度の減価償却

$PV(Dt)$: これまでの法律による減価償却費の現在価値

$PV(Dt)^*$: ADRによる減価償却費の現在価値

K_0 : 資産の取得原価

K_1 : ADRに等しい値下り後の取得原価

彼によると従来の資本賃貸料の現在価値は次の公式で示している

$$PV(Lt) = \frac{K_0 - mPV(Dt)}{1 - m} \quad (1)$$

ADRの採用の結果の資本賃貸料の現在価値は次の公式で示される。

$$PV(Lt) = \frac{K_0 - mPV(Dt)^*}{1 - m} \quad (2)$$

〔資本財価格低下〕

ADRに等しい価格低下時の資本財賃貸料の現在価値は次の通りである。

$$PV(Lt) = \frac{K_1 - m(K_1/K_0)PV(Dt)}{1 - m} \quad (3)$$

③がADRと等しいことから、

$$\frac{K_1 - m(K_1/K_0)PV(Dt)}{1 - m} = \frac{K_0 - mPV(Dt)^*}{1 - m} \quad \text{となる。}$$

ADRに等しい資本財価格の下落割合は次の公式で表わしている。

$$P = \frac{K_0 - K_1}{K_0} = \frac{m[PV(Dt)^* - PV(Dt)]}{K_0 - mPV(Dt)} \quad (4)$$

この公式を数表で具体化したのが第六表である。

〔有効率の引下げ〕

ADR制度に等しい税率引下げがあった場合の資本賃貸料は次の公式で示される。

$$PV(Lt) = \frac{K_0 - m^*PV(Dt)}{1 - m^*} \quad (5)$$

ADRに等しい税率引下げという前提から、公式②=⑤で、

$$m^* = \frac{m[K_0 - PV(Dt)^*]}{K_0 - PV(Dt) - m[PV(Dt)^* - PV(Dt)]} \quad (6) \text{を得る。}$$

この公式に仮定の数値を入れたものが第七表である。

財価格のコスト低減という型で表わせるから投資家は両者を代替的政策と考えることができる。ADRは資本財の提供するサービス単位時間当りの費用の減少——賃貸料の減少——として把握することが出来るというのである。割引率12%、2倍率定率法を採用することを前提とし、税率22%と48%の二段階区分で、ADRに等しい資本財価格の低下割合を耐用年数毎に示しているのが第六表である。第六表ではADR制度を① $\frac{3}{4}$ Year Conventionの部分と②20%耐用年数短縮部分に分け、第三欄にはその両者を含めた数値が示されているが、計算上必ずしも、数値上③=①+②にはなっていない。

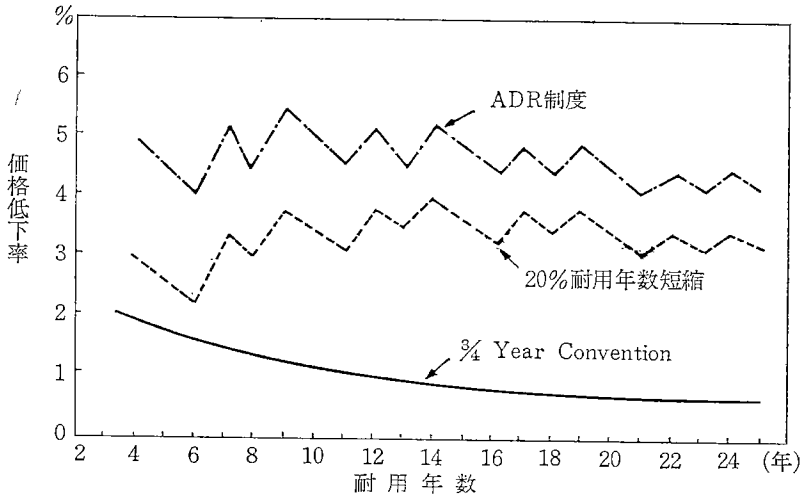
1954年内国歳入法第167節Cによれば耐用年数3年以下のものは短縮されないと規定されているため耐用年数3年以下の資産は取得初年度のみの影響しかうけない。またこれを図表で示すと第一図の通りとなる。

第六表 ADR に匹敵する資本財価格の低下割合 (単位%)

従来 の耐用年数	政策 内容	22%			48%		
		(1) $\frac{3}{4}$ Year Conven- tion	(2)20% 耐用年数短縮	ADR制度 (1)+(2)	(1) $\frac{3}{4}$ Year Conven- tion	(2)20% 耐用年数短縮	ADR制度 (1)+(2)
3		0.68	—	0.68	2.04	—	2.04
4		0.62	0.96	1.64	1.82	2.83	4.82
5		0.60	0.91	1.52	1.74	2.64	4.41
6		0.56	0.81	1.41	1.59	2.31	4.02
7		0.54	1.19	1.73	1.53	3.35	4.87
8		0.51	1.10	1.63	1.41	3.04	4.51
9		0.49	1.37	1.90	1.35	3.74	5.21
10		0.47	1.27	1.78	1.27	3.46	4.82
11		0.45	1.19	1.68	1.22	3.19	4.50
12		0.43	1.42	1.88	1.14	3.78	5.00
13		0.42	1.33	1.78	1.10	3.51	4.69
14		0.40	1.51	1.95	1.04	3.94	5.11
15		0.39	1.42	1.84	1.00	3.69	4.79
20		0.32	1.44	1.81	0.82	3.63	4.56
25		0.28	1.40	1.72	0.69	3.47	4.26

E. M. Sunley, *op. cit.* 第1表より作表。

第一図



先述の例で、第六表を見ると耐用年数が12年で税率48%の場合であるからADR制度に等しい資本財価格の低下割合は5%となる。たとえば、1,000ドルの機械を購入してADRを適用することは、従来通り12年の耐用年数で、Half-Year Conventionにより償却するとすれば、その機械の取得原価は950ドルでよいことになる。すなわちこの場合ADRを認めることは政府が企業に50ドルの補助金を与えたことになり、企業は結局950ドルしか払わなくて良い権利を得る結果になる。

ADR制度の中で、取得初年度のConventionの変更は耐用年数に反比例して資本財価格下落率は低下傾向を示しているが、耐用年数の短縮は一概に言えない。しかし趨勢としては耐用年数4~25年位まではADR制度は大体資本財価格で約4~5%程度低下させようということが第一図からも明らかにすることが出来るであろう。また税率が高いほど価格下落割合が大きいことが第六表から判る。「48%の税率適用納税者には約4.6%の資産価格の低下になるが、22%税率適用者には約1.8%の価格低下にしかならない。」とのべている^⑧。

⑧ E. M. Sunley op. cit., p. 25.

前節にみたように税収減の観点からみると $\frac{3}{4}$ Year Convention は 20%耐用年数短縮よりもはるかに大きな効果を与えると予測されたにも拘わらず、資本財価格下落率でみるとそれほど刺激的政策であるとは言えない。これは耐用年数5年のものでも25年のものでも Half-Year Convention から $\frac{3}{4}$ Year Convention への変更は結果的には等しく、3ヶ月間の加速化にすぎないことから耐用年数の長いものほどその効果は少なくなる。例えば5年の資産の場合は、価格低下率は税率48%で1.74%であるのに対して25年の耐用年数の資産の場合は0.69%に低落する。これに対して耐用年数の20%短縮は耐用年数が長い程大きいと考えられるのも一応妥当であるとしても、その比例性は画一的でない。このことは ADR 制度の場合、耐用年数の短縮はあらゆる耐用年数の資産に比較的公平な刺激を与えると言える。

〔有効税率の低下〕

ADR 制度による減価償却の加速化の効果は資本財の所有から生ずる所得に適用される有効税率の削減という形でも測定することができる。すなわち、ADR に等しい資本賃貸料を減ずる結果に等しい税率の低下を考えてみようというのである。ADR 制度を税の支払延期としての時差益としてとらえるのではなく、税率減少として把握する。一定の耐用年数の場合（すなわち減価償却額の現在価値が一定の場合）税率が低下するに伴い資本財の賃貸料は減少することが考えられる。他方税率が一定の場合、耐用年数が長くなるにしたがい（すなわち減価償却額の現在価値が減少するにしたがい）資本財賃貸料は増大するが、耐用年数が長くなるにしたがい税率の低下が賃貸料に与える影響は小さくなるのが理論的に考えられる。このような考えを前述の仮定に立って資本財賃貸料の公式で具体的に数表に示したものが第七表である。

先述の例のように1,000ドルの機械を購入した税率48%を適用されるときその機械が耐用年数12年の場合 $\frac{3}{4}$ Year Convention はその税率を48%から46%へ低下させ、20%耐用年数の短縮は44.3%にし、両者の併合の結果42.9%まで低下することが示される。したがって数値が低いほど48%との差が大となる

第七表 ADR に匹敵する有効税率の変化

(単位%)

従来 の耐用年数	政策 内容	22%			48%		
		(1) 3/4 Year Convention	(2) 20% 耐用年数短縮	ADR制度 (1)+(2)	(1) 3/4 Year Convention	(2) 20% 耐用年数短縮	ADR制度 (1)+(2)
3		19.0	—	19.0	43.4	—	43.4
4		19.8	18.5	15.9	44.7	42.6	38.2
5		20.2	19.2	17.2	45.3	43.8	40.5
6		20.5	19.8	18.1	45.8	44.7	42.0
7		20.7	19.1	17.7	46.1	43.6	41.3
8		20.9	19.6	18.3	46.4	44.3	42.3
9		21.0	19.2	18.0	46.5	43.7	41.8
10		21.1	19.5	18.5	46.7	44.3	42.6
11		21.2	19.8	18.9	46.8	44.7	43.3
12		21.3	19.5	18.7	46.9	44.3	42.9
13		21.3	19.8	19.0	47.0	44.7	43.4
14		21.4	19.6	18.8	47.1	44.3	43.2
15		21.4	19.8	19.1	47.1	44.7	43.6
20		21.6	20.1	19.6	47.4	45.1	44.3
25		21.7	20.3	19.9	47.5	45.4	44.8

E. M. Sunley, *op. cit.* 第2表より作表。

から刺激が強いといえる。以下同様に耐用年数毎に ADR 制度に等しい税率を求めることができる。その特徴ある傾向をまとめると次の通りとなろう。

- (1) 3/4 Year Convention は有効税率の引下げ効果でみるかぎり、耐用年数の短い方が長いものより引下げ幅が大きく刺激効果は高いといえる。
- (2) 耐用年数の20%短縮は資産の耐用年数の長さによりほとんど影響はなく、そのかぎりでは極めて公平な刺激を与える。しかも取得初年度の Convention の変更よりも有効税率の引下げ幅は大きい。
- (3) 両者を結合した ADR 制度全体について有効税率の削減という観点からみると耐用年数の短い資産ほど有利な刺激を受けるといえる。

このことは資本財価格の低下の観点からみた場合、耐用年数の長いものほど有利な刺激を受けていたのと対照的である。これは主として取得初年度の Convention の影響であって耐用年数の短縮はいずれの観点からも各資

産に大体公平な影響を与えているものと解釈できる。

以上 ADR 制度の政策効果を測定する例として資本財価格の下落率と有効税率の低下割合で表わそうとした Sunley の分析をみて来たが、結局 ADR の政策効果は多くの企業の課税適用率と考えられる48%の段階では、資本財価格を4～5%低落させるか、有効税率を8～15%低下させる政策のそれと大体等しいと言えそうである。

む す び

1971年の内国歳入法改訂による減価償却制度の変更は一般に資産償却範囲制度と呼ばれている。その ADR 制度の中心は耐用年数の20%短縮と取得初年度の Convention の変更であるが、前者は1962年のガイドライン耐用年数の制定から約10年目にその改訂が行われたこととなる。その間準備金比率テストについての現実的な多くの改廃論争を生み、これも ADR 制度によりはっきり廃止されることになった。

1962年当時は主として対外国比較上アメリカの耐用年数が長かった点が海外市場での競争の不利を招いたことからその短縮が行なわれた。同時に投資税額控除も初めて導入されたがアメリカの景気変動のたびにこれは停止・再開が繰り返された。このような諸政策はもっぱら投資刺激を通じて1960年代のアメリカ経済の景気上昇や経済成長を促進するためにとられたのであるが、1971年の ADR 制度はなお減価償却制度を一層自由化する方向に沿って改正されたことは注意すべきである。しかも1970年代に入ると、アメリカ経済の沈滞を象徴するかのようドルの相対的地位の低下が続いている。その間ヴェトナム戦費の莫大な出費はインフレに一層拍車をかけ、その大きな影響力からみると、ADR 制度による減価償却制度の変更効果は無力に近いとも感ぜられる。

しかしアメリカの減価償却制度そのものの歴史的経過からみる場合、1971年の ADR 制度はやはり特筆に値するものといわざるをえない。